

【参考1】

(写)

平成21年2月20日

人事院 総裁

谷 公 士 殿

公務員制度改革担当大臣
(国家公務員制度改革推進副本部長)

甘 利 明

幹部職員賞与を勤務実績に応じて増減額する
ための給与制度の改正に関する勧告の要請

国家公務員制度改革に係る「工程表」(平成21年2月3日国家公務員制度改革推進本部決定)において、幹部職員賞与の傾斜配分化を実施するため、平成21年中の可能な限り早期に一般職給与法の改正を行うことを目指すこととしているところであります。

国家公務員制度改革基本法第5条第2項第1号の幹部職員の賞与は、幹部職員が内閣の重要政策の企画立案や重要な業務の管理責任を担っていること及び既に勤務実績に応じた賞与の増減額が行われている管理職員、一般職員に比してより高度な業務遂行上の責任を課せられていることを踏まえたふさわしい方法により勤務実績に応じて相当の範囲内で増減額する必要があると考えますので、所要の一般職給与法の改正について、速やかに御検討の上、必要な勧告を行うよう要請します。